

告 示

埼玉県告示第三百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

令和二年四月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

狭山ショッピングデパート

埼玉県狭山市入間川三丁目三千六百二十四番地一号外

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

令和二年三月一日